

小松教授の説明

- 沖合 8 km の従属断層が活断層である以上、これを形成する主断層（地質境界たる中央構造線）も活断層

佐田岬半島沖に活断層の無いことを確認したという債務者の主張について

- 長期評価第二版の記載の反する
- 債務者の調査は活断層の有無を把握する目的でなされたものではない（「敷地前面の凹み」を調べたもの）
 - ⇒ 活断層の有無の調査としては不十分

執筆者の約半数が債務者関係者の査読付き論文（高橋ほか（印刷中））で、中央構造線が活断層か否かの論争に決着がついたとの債務者の主張について

査読付き論文だからといって内容の正確性が担保されるわけではなく、時間をかけ、数多の学者による検討評価を待たねばならない。

⇒ 発表されたばかりの当該論文はこの過程を経していない。

⇒ 債務者の主張に沿う一学者の意見（乙658）が補充書（8）で引用されるだけ

- 最新、最良の技術に基づく調査が必要
- 債務者が主張のよりどころとする調査は不十分